

罰則等

必要があれば、事業場内に立ち入って検査や質問を行います。
無許可営業や県からの命令に違反するなど、この条例の義務に違反した場合、
最高で**1年以下の懲役**又は**100万円以下の罰金**が科されます。

事前協議

住民説明会や許可申請に先立って、県との**事前協議**が必要です。
事前協議では、他の法令等の遵守状況についても、確認を行います。

経過措置

令和6年4月1日の時点で現に事業を行っている事業者についても、翌年の
令和7年3月31日までに、この条例の基準に適合し、許可申請を行う必要
があります。

土地所有者の方へ

事業を行おうとする者に対して土地を提供しようとするときは、この条例に
違反した不適正な事業が行われるおそれがないか、確認してください。
土地所有者の責務として、これらが確認できない場合には土地を提供しない
よう努めることとされていますので、十分な確認をお願いします。

お問合せ先

千葉県内（千葉市内・袖ヶ浦市内を除く）の金属スクラップヤード等について

- 千葉県 環境生活部 ヤード・残土対策課
金属スクラップヤード対策班
電話：043-223-3275

千葉市・袖ヶ浦市においては、金属スクラップヤード等を規制する独自
条例を制定していますので、両市の担当課まで、お問い合わせください。

- 千葉市 環境局資源循環部 産業廃棄物指導課
電話：043-245-5683
- 袖ヶ浦市 環境経済部 環境管理課
電話：0438-62-3404

本条例については、千葉県のHPに掲載されています。
右のQRコードを読み取り、詳細をご確認ください。



金属スクラップヤード等規制条例 (千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例)

令和6年4月1日から、 金属スクラップ等の“特定再生資源”を 屋外のヤードで保管をする事業には、 許可が必要になります。

千葉県では、金属製又はプラスチック製の使用済み製品等を収集して屋外で保管する、
いわゆる金属スクラップヤードなどの事業について必要な規制を行うことにより、県民の
生活の安全を確保するとともに、県民の生活環境の保全上の支障の防止を図るために、
「金属スクラップヤード等規制条例」を制定しました。（令和6年4月1日施行）

- ・このような事業を行うためには、事業場ごとに知事の許可を受けなければなりません。
- ・条例の施行の日より前から事業を行っている場合においても、同様に許可を受ける必要があります。

この条例では、**特定再生資源**^{※1}を**屋外**^{※2}において、**重機等**^{※3}を
使用して積み上げて保管をする事業、“**特定再生資源屋外保管業**”
(以下「事業」といいます。)が規制の対象となります。

※1 特定再生資源とは

- ①使用を終了し、収集された製品（金属又はプラスチックが使用されているものに限る。）
 - ②収集された金属又はプラスチック（製品の製造、加工、修理又は販売、土木建築に関する
工事その他の人の活動に伴い副次的に得られたものに限る。）
- ※①②のいずれについても、これらが破碎、切断、圧縮又は解体されたものを含まず。
また、廃棄物、有害使用済機器、自動車ヤード条例の“特定自動車部品”等は含まれません。

特定再生資源の例（区分ごとに分類）

- ・ 金属スクラップ：H鋼、銅線、アルミサッシ、切粉（金属を加工する際に発生するかす）
などの金属製の物品
- ・ プラスチック類：ペットボトル、塩化ビニルパイプ、発泡スチロール、樹脂ダンゴなど
のプラスチック製の物品
- ・ 雑品スクラップ：モーター、被覆電線、電子基板、バッテリー、業務用電気器具など
※金属のみ又はプラスチックのみでないものは、全て雑品スクラップです。

※2 屋外とは

屋根及び周壁又はこれらに類するものを有し、土地に定着した建造物の外

※3 重機等とは

油圧ショベル、フォークリフト（最大揚高が3m超のもの）、クレーンなど
※油圧ショベルは、バックホウやグラブなどの作業装置を有する重機の総称です。

この条例のほか、他の法令等についても、当然に遵守する義務があります。

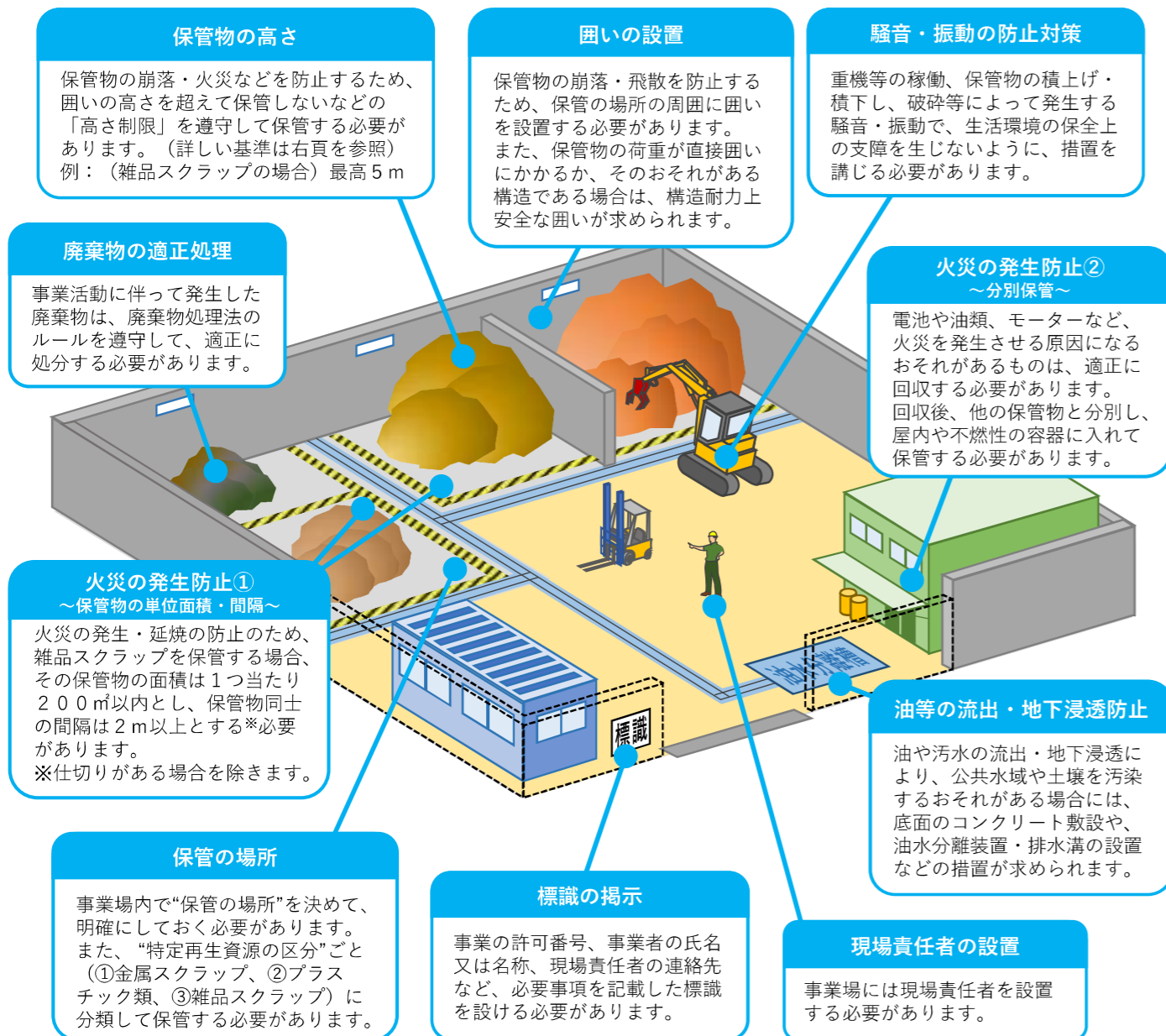
千葉県

住民への周知義務

許可申請するときは、あらかじめ、**事業場から300m以内の区域の住民に対する説明会の開催**などにより、事業の内容を周知する必要があります。

事業の許可基準・特定再生資源の保管等の基準

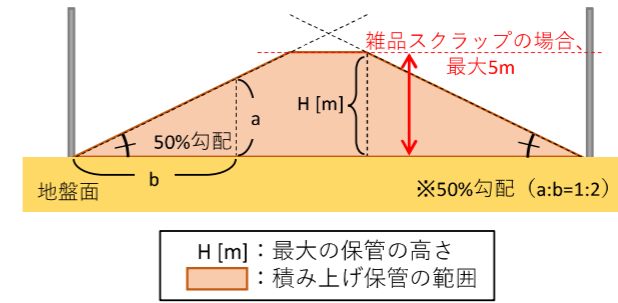
許可を受けるためには、条例で定める許可基準に適合する必要があります。また、許可事業者は、保管等の基準を遵守する義務があります。
事業場と基準の概要は、下図のとおりです。



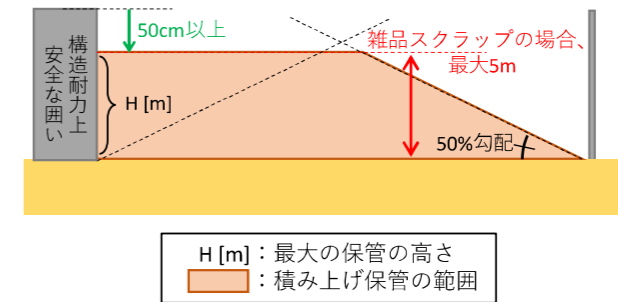
保管物の保管の高さ

※雑品スクラップの場合、最大5m

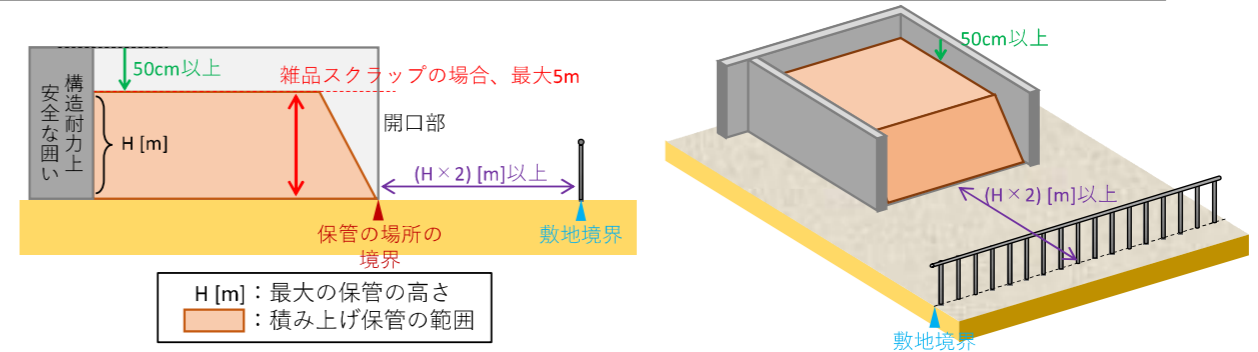
【保管の高さ1】（囲いに保管物の荷重が直接かからない場合）
○勾配50%の高さ



【保管の高さ2】（囲いに保管物の荷重が直接かかる場合）
①荷重がかかる囲いの高さ - 50cm ②【保管の高さ1】の高さ
①・②のいずれか低いもの



【保管の高さ3】（三方の囲いに保管物の荷重が直接かかる場合）
①保管の場所の境界から敷地境界までの最小水平距離の2分の1
②荷重がかかる囲いの高さ - 50cm
①・②のいずれか低いもの 又は 【保管の高さ2】の高さ



保管物の“保管の単位”

※雑品スクラップの場合に適用

保管の単位の面積は各200㎡以下、保管の単位同士の間隔は2m以上

